

「平成29年度看バック！ 再就業応援プログラム事業」 (研修経費助成) 実施要領

1 趣旨

この要領は、「平成29年度看バック！ 再就業応援プログラム事業」(研修経費助成)の実施に係る勤務研修について、必要な事項を定めるものとする。

2 勤務研修の実施条件

公益社団法人栃木県看護協会(以下「看護協会」という。)から研修経費の助成を受けようとする医療・介護施設及び訪問看護ステーション(以下「医療施設等」という。)は、次の各項を遵守し、実施するものとする。

(1) 対象者：平成29年度新たに雇用する潜在看護職員(以下「再就業者」という)

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- ・ 保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許所有者
- ・ 看護職員の職を離職して概ね1年以上経過し、現在看護業務に従事していない者
- ・ 概ね週20時間以上就業できる者で、1年以上継続して就業する意思を有する者

(2) 対象となる医療施設等

次に掲げる要件をすべて満たした県内に所在する施設とする。

- ・ 上記(1)の再就業者を1年以上継続して雇用できる施設
- ・ 短時間正職員制度の導入等、看護職員の就労環境に配慮した施設
- ・ 研修指導者を配置し、研修計画の企画、運営が可能な施設

(3) 医療機関等は、個人の技量に応じて原則4か月以内の期間で勤務研修を実施すること。

(4) 再就業者の勤務研修に要する経費は、衛生材料、参考図書等とする。研修経費の上限額については、衛生材料等は月27,000円(税込)、参考図書等は一人当たり20,000円(税込)、4か月で合計128,000円(税込)とする。

3 助成手続き

(1) 研修経費の助成を希望する医療施設等は、申請書を看護協会へ提出するものとする。

(2) 医療施設等は再就業者の職歴、離職期間等を考慮した「研修計画書」を作成し、看護協会へ提出して承認を得るものとする。研修計画に記載した研修内容を変更しようとするときは、看護協会の承認を得なければならない。

(3) 看護協会は研修計画の承認後、医療施設等への研修経費の助成を決定する。

(4) 医療施設等は、研修業務を完了したとき又は医療施設等の責めに帰さない事由により目的を達成できなくなったときは、2週間以内に「研修業務完了報告書」に「研修実施状況

報告書」その他必要な書類を添付し、看護協会へ提出するものとする。

- (5) 看護協会は(4)の研修業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- (6) 医療施設等は検査に合格後、請求書により、支払を請求するものとする。
- (7) 看護協会は(6)の適法な請求書を受理した日から30日以内に研修経費を支払わなければならない。
- (8) 医療施設等は、勤務研修終了後に行うアンケート調査に協力するものとする。

4 その他の事項

この要領に定めのない事項については、栃木県、看護協会及び医療施設等が協議し、決定するものとする。